

東松島市復興整備協議会特別会議 議事録		
日 時	今回（第1回）	平成24年5月22日（火）14:30～15:20
	前回（第 回）	—
場 所	宮城県庁9階 第1会議室	
復興整備事業	市街地開発事業（野蒜北部丘陵地区被災市街地復興土地区画整理事業）	
出 席 者	東松島市	復興政策部長 古山 守夫 復興政策部復興政策課長 三浦 薫 復興政策部復興都市計画課長 小林 典明 復興政策部復興都市計画課都市整備班長 五野井 盛夫 復興政策部復興都市計画課都市整備班技術主幹 福島 正博 復興政策部復興都市計画課都市整備班技術主幹 松本 範之
	復興庁	宮城復興局主任専門調査官 佐藤 達也 宮城復興局政策調査官 藤田 文彦 宮城復興局主査 児玉 昌也
	農林水産省	東北農政局農村計画部農村振興課長 清水 一教 東北農政局農村計画部農村振興課農村復興指導官 後藤 幸雄
	宮城県	農林水産部農業振興課副参事兼課長補佐（総括） 松野 公行 農林水産部林業振興課技術参事兼課長 佐藤 好昭 農林水産部森林整備課長 永井 隆暁 震災復興・企画部地域復興支援課長 熊谷 良哉 土木部都市計画課長 櫻井 雅之 土木部復興まちづくり推進室長 金子 潤

○協議内容

1 開 会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐）

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
- ・傍聴人への注意

2 議 事

東松島市復興整備協議会規約第7条により、東松島市長代理人の古山復興政策部長が議長となる。

（東松島市復興政策部長 古山）

東松島市復興整備計画（案）について、事務局から説明願います。

（東松島市事務局 復興政策部復興都市計画課長 小林）

様式第2により説明。

(東松島市復興政策部長 古山)

只今、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(東松島市復興政策部長 古山)

よろしいでしょうか。それでは次に、東日本復興特別区域法第48条の規定に基づき、都市計画決定及び変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、都市計画決定について事務局から説明願います。

(東松島市事務局 復興政策部復興都市計画課長 小林)

都市計画決定について説明。

(東松島市復興政策部長 古山)

只今、事務局から説明がありましたが、県の都市計画課から補足することはございませんでしょうか。

(宮城県土木部都市計画課長 櫻井)

都市計画決定について補足説明。

(東松島市復興政策部長 古山)

只今の説明について、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(東松島市復興政策部長 古山)

今回の復興整備計画につきましては18ページに記載のとおり、東日本復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、農地法第4条第1項、第5条第1項の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(東松島市事務局 復興政策部復興都市計画課長 小林)

様式第8について説明

(東松島市復興政策部長 古山)

只今の説明について、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(東松島市復興政策部長 古山)

この事項につきましては、東日本復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、土地利用方針に係る農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の清水農村振興課長さん、いかがでしょうか。

(東北農政局農村計画部農村振興課長 清水)

野蒜北部丘陵地区市街地開発事業の区域にかかる土地利用方針については異存ありません。

(東松島市復興政策部長 古山)

では、この事項につきましては、農林水産大臣のご同意を頂いたものと致します。

以上で議事を終了致します。

### 3 閉 会 (宮城県震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐)

#### ○協議結果

- ・市街地開発事業「野蒜北部丘陵地区被災市街地復興土地区画整理事業」の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第1項に基づく都市計画決定について協議会です承された。
- ・市街地開発事業「野蒜北部丘陵地区被災市街地復興土地区画整理事業」の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第49条第1項に基づく土地利用方針について農林水産大臣の同意を得た。